

### 主要課題3 国際的協調

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会におけるさまざまな取り組みと密接な関係を有しており、男女共同参画社会基本法では、「国際的協調」が掲げられています。

「女子差別撤廃条約」をはじめとする世界の女性の地位向上に向けた取り組みや、世界の女性が抱えているさまざまな問題など、国際的課題への理解を深め、国際社会「平等・開発・平和」への貢献や参画意欲の促進を図る必要があります。

また、国際化が進む中で、三芳町の外国籍住民の数が年々増加傾向にあり、身近なところから国際理解や国際交流を深めるとともに、外国籍住民が暮らしやすいまちづくりを<sup>7</sup>NPOなど民間団体と連携して支援する必要があります。



<sup>7</sup> NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織

## 【施策の方向】

### (1) 国際的活動への理解・協力活動の支援

女子差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や北京行動綱領、女性2000年会議における成果文書、国際会議における議論や国の動向等を踏まえて、国際的な取り組みやさまざまな課題についての情報収集・提供や学習機会の充実を図り、積極的に男女共同参画の推進に生かします。

また、途上国の女性支援に配慮しながら、国際協力の推進と民間団体との協力・連携を進めます。

| 施策・事業       | 内 容  | 所管課   |
|-------------|--|-------|
| 国際情報の収集と提供  | 女子差別撤廃条約や国連の世界女性会議などの国際会議の動向について、積極的に情報収集し、提供していきます。       | 企画財政課 |
| 国際的課題の理解の促進 | 国際的な課題を理解し、世界の女性の地位向上に関する現状や取り組みについての理解を促すため、学習機会の提供を図ります。 | 企画財政課 |
| NPO・NGOの支援  | 世界の女性の地位向上や開発途上国の女性などの民間団体の活動の支援に努めます。                     | 企画財政課 |

### (2) 地域における国際交流の推進

地域における国際化、国際交流の取り組みを進めていくことで、国際的視野に立った男女共同参画の推進と国際貢献への参加意欲の醸成を図ります。

| 施策・事業           | 内 容  | 所管課   |
|-----------------|--|-------|
| 国際交流団体による取組みの促進 | 地域住民による交流や各種団体の取り組みを支援していきます。  | 企画財政課 |
| 国際理解の学習と交流事業の推進 | 文化の異なる住民が互いに理解し合い、同じ地域住民としての意識を高めていくため、諸外国の文化や生活習慣に対する正しい認識を深める学習や交流の機会の提供に努めます。 | 企画財政課 |

### (3) 在住外国人への支援

外国人が暮らしやすいまちづくりに向けて、多言語による情報提供や日本語学習、相談体制の整備・充実をNPO等の民間団体との連携により進めます。

| 施策・事業                | 内 容   | 所管課          |
|----------------------|---|--------------|
| 相談体制の充実              | 在住外国人が戸惑いなく日常生活を送ることができるように、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。特に外国人女性の相談が増加する傾向にあることから、情報提供や体制整備を進めます。 | 企画財政課        |
| 多言語による生活情報・各種行政情報の提供 | 生活情報や各種行政情報について、やさしい日本語や多言語での提供を進めます。   | 企画財政課        |
| 外国人のための日本語学習の場の提供    | 在住外国人が日本語学習するための場を提供し、必要な支援を図ります。   | 企画財政課<br>公民館 |
| NPOなどの民間団体との連携や活動支援  | NPOなどの民間団体や住民との連携とともに活動が継続されるような支援を進めます。  | 企画財政課        |